

こども家庭庁行政文書管理規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年 月 日

こども家庭庁長官 渡辺 由美子

こども家庭庁行政文書管理規則の一部を改正する訓令

こども家庭庁行政文書管理規則（令和5年こども家庭庁訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後						改 正 前											
(秘密文書の管理)						(秘密文書の管理)											
第30条 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。）又は重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第3条第1項に規定する重要経済安保情報をいう。）以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（以下「秘密文書」という。）は、次の種類に区分し、指定する。						第30条 秘密文書（公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書。以下「秘密文書」という。）は、次の種類に区分し、指定する。											
〔一・二 略〕						〔一・二 同左〕											
〔2～10 略〕						〔2～10 同左〕											
別表第1 行政文書の保存期間基準						別表第1 行政文書の保存期間基準											
事項		業務の 区分	当該業務に係る行政文書の類型 （施行令別表の該当項）		保存 期間	具体例		事項		業務の 区分	当該業務に係る行政文書の類型 （施行令別表の該当項）		保存 期間	具体例			
法令の制定又は改廃及びその経緯																	
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	[(1)～(5) 略]		[略]		[略]	[略]		1	法律の制定又は改廃及びその経緯	[(1)～(5) 同左]		[同左]		[同左]	[同左]	
		(6)官報公示その他の公布		[略]			・ 宣報 ・ 公布裁可書（御署名原本）				(6)官報公示その他の公布		[同左]			・ 宣報の写し ・ 公布裁可書（御署名原本）	
		[(7) 略]		[略]			[略]				[(7) 同左]		[同左]			[同左]	
2	条約その他の国際約束の締結及びその経緯	[(1)～(5) 略]		[略]		[略]	[略]		2	条約その他の国際約束の締結及びその経緯	[(1)～(5) 同左]		[同左]		[同左]	[同左]	
		(6)官報公示その他の公布		[略]			・ 宣報 ・ 公布裁可書（御署名原本）				(6)官報公示その他の公布		[同左]			・ 宣報の写し ・ 公布裁可書（御署名原本）	
3	政令の制定又は改廃及びその経緯	[(1)～(5) 略]		[略]		[略]	[略]		3	政令の制定又は改廃及びその経緯	[(1)～(5) 同左]		[同左]		[同左]	[同左]	
		(6)官報公示その他の公布		[略]			・ 宣報 ・ 公布裁可書（御署名原本）				(6)官報公示その他の公布		[同左]			・ 宣報の写し ・ 公布裁可書（御署名原本）	
		[(7) 略]		[略]			[略]				[(7) 同左]		[同左]			[同左]	
4	内閣府令その他の規則の規定又は改廃及びその経緯	[(1)～(3) 略]		[略]		[略]	[略]		4	内閣府令その他の規則の規定又は改廃及びその経緯	[(1)～(3) 同左]		[同左]		[同左]	[同左]	
		(4)官報公示		[略]			・ 宣報				(4)官報公示		[同左]			・ 宣報の写し	
		[(5) 略]		[略]			[略]				[(5) 同左]		[同左]			[同左]	
〔5～13 略〕																	
その他の事項																	

14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)告示の立案の検討	〔①～④ 略〕	〔略〕	〔略〕
		その他の重要な経緯（１の項から13の項までに掲げるものを除く。）	〔⑤ 略〕		・官報
		〔(2) 略〕	〔略〕		〔略〕
〔15～26 略〕					
備考 〔 １ ～ ６ 略〕					

別表第２ 保存期間満了時の措置の設定基準

１	〔略〕
２	具体的な移管・廃棄の判断指針 〔略〕 〔(1)～(3) 略〕
（4）	特定秘密である情報又は重要経済安保情報を記録する行政文書 特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。 また、重要経済安保情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、重要経済安保情報保護活用法、重要経済安保情報保護活用法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。
（5）	（1）～（4）に記載のない文書 （1）～（4）に記載のないものに関しては、「１ 基本的な考え方」に照らして、文書管理者において個別に判断する。
（6）	〔略〕

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)告示の立案の検討	〔①～④ 同左〕	〔同左〕	〔同左〕
		その他の重要な経緯（１の項から13の項までに掲げるものを除く。）	〔⑤ 同左〕		・官報の写し
		〔(2) 同左〕	〔同左〕		〔同左〕
〔15～26 同左〕					
備考 〔 １ ～ ６ 同左〕					

別表第２ 保存期間満了時の措置の設定基準

１	〔同左〕
２	具体的な移管・廃棄の判断指針 〔同左〕 〔(1)～(3) 同左〕 〔加える。〕
（4）	（1）～（3）に記載のない文書 （1）～（3）に記載のないものに関しては、「１ 基本的な考え方」に照らして、文書管理者において個別に判断する。
（5）	〔同左〕

附 則

この訓令は、官報の発行に関する法律（令和 5 年法律第 85 号）の施行の日（令和 7 年 4 月 1 日）から施行する。ただし、第 30 条の改正規定及び別表第 2 の改正規定については、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年法律第 27 号）の施行の日（令和 7 年 5 月 16 日）から施行する。